

議案第82号

加西市民会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

加西市民会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市民会館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(加西市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 加西市民会館の設置及び管理に関する条例(昭和54年加西市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会館の使用の許可に関する業務
- (2) 会館の運営に関する業務
- (3) 会館の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第2条の2第3項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者はあらかじめ市長の承認を得て」と、第4条から第9条まで及び第11条から前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条から第9条まで、別表第1及び別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第15条 前条第1項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表第1及び別表第2に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表第2中

「

1 F 会議室	9.00～12.00	500
	13.00～17.00	800
	18.00～22.00	1,000
	9.00～17.00	1,400

	13.00~22.00	1,600
	9.00~22.00	2,200

」を

「

1 F 会議室	9.00~12.00	500
	13.00~17.00	800
	18.00~22.00	1,000
	9.00~17.00	1,300
	13.00~22.00	1,600
	9.00~22.00	2,200

」に、

「

2 F 工芸室	9.00~12.00	500
	13.00~17.00	800
	18.00~22.00	1,000
	9.00~17.00	1,400
	13.00~22.00	1,600
	9.00~22.00	2,200
2 F 美術教室	9.00~12.00	500
	13.00~17.00	800
	18.00~22.00	1,000
	9.00~17.00	1,400
	13.00~22.00	1,600
	9.00~22.00	2,200
2 F 料理教室	9.00~12.00	1,000
	13.00~17.00	1,600
	18.00~22.00	2,000
	9.00~17.00	2,800
	13.00~22.00	3,200

	9.00～22.00	4,400
--	------------	-------

」を

「

2 F 工芸室	9.00～12.00	500
	13.00～17.00	800
	18.00～22.00	1,000
	9.00～17.00	1,300
	13.00～22.00	1,600
	9.00～22.00	2,200
2 F 美術教室	9.00～12.00	500
	13.00～17.00	800
	18.00～22.00	1,000
	9.00～17.00	1,300
	13.00～22.00	1,600
	9.00～22.00	2,200
2 F 料理教室	9.00～12.00	1,000
	13.00～17.00	1,600
	18.00～22.00	2,000
	9.00～17.00	2,600
	13.00～22.00	3,200
	9.00～22.00	4,400

」に、

「

3 F グループ活動室	9.00～12.00	600
	13.00～17.00	1,000
	18.00～22.00	1,200
	9.00～17.00	1,700
	13.00～22.00	1,900
	9.00～22.00	2,600

3 F 談話室	9.00～12.00	500
	13.00～17.00	800
	18.00～22.00	1,000
	9.00～17.00	1,400
	13.00～22.00	1,600
	9.00～22.00	2,200
3 F 遊技室	9.00～12.00	1,000
	13.00～17.00	1,600
	18.00～22.00	2,000
	9.00～17.00	2,800
	13.00～22.00	3,200
	9.00～22.00	4,400
3 F 小ホール 全室	9.00～12.00	3,300
	13.00～17.00	3,800
	18.00～22.00	5,000
	9.00～17.00	6,300
	13.00～22.00	8,800
	9.00～22.00	12,400

」を

「

3 F グループ活動室	9.00～12.00	600
	13.00～17.00	1,000
	18.00～22.00	1,200
	9.00～17.00	1,600
	13.00～22.00	1,900
	9.00～22.00	2,600
3 F 談話室	9.00～12.00	500
	13.00～17.00	800
	18.00～22.00	1,000

	9.00～17.00	1,300
	13.00～22.00	1,600
	9.00～22.00	2,200
3F 遊技室	9.00～12.00	1,000
	13.00～17.00	1,600
	18.00～22.00	2,000
	9.00～17.00	2,600
	13.00～22.00	3,200
	9.00～22.00	4,400
3F 小ホール 全室	9.00～12.00	3,300
	13.00～17.00	3,800
	18.00～22.00	5,000
	9.00～17.00	6,300
	13.00～22.00	8,800
	9.00～22.00	12,100

」に改める。

(オークタウン加西の設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第2条 オークタウン加西の設置及び管理運営に関する条例(昭和62年加西市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の使用の許可に関する業務
- (2) 施設の運営に関する業務
- (3) 施設の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、第2条の2第3項中「市長は特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者はあらかじめ市長の承認を得て」と、第6条及び第8条から前条中「市長」とあるのは「指

定管理者」と、第8条から第10条まで、別表第1、別表第2及び別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第15条 前条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表第1、別表第2及び別表第3に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

## 研修センター使用料（円）

区分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
研修室1	400	500	600	900	1,100	1,300
研修室2	900	1,200	1,400	2,100	2,600	3,300
研修室3	300	400	500	700	900	1,100
調理実習室	600	800	1,000	1,400	1,800	2,200

## 特別使用料

- (1) 空調を使用するときは、空調管理料として使用料の5割の額を加算する。
- (2) 特別に電気、その他を使用するときは、実費を徴収する。

別表第2（第8条関係）

## 体育室使用料（円）

区分	午前	午後	夜間	昼間	午後及び夜間	全日	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
個人	一般	200	200	300	400	500	700
	小人 (中学生以下)	100	100	150	200	250	350
団体	全館	1,500	2,000	2,600	3,500	4,600	6,100
	半館	750	1,000	1,300	1,750	2,300	3,050
	卓球台 (1台につき)	400	400	600	800	1,000	1,400

個人が使用する場合でも、全館及び半館を専用するときは、団体扱いとする。

(加西市体育施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第3条 加西市体育施設の設置及び管理運営に関する条例（平成5年加西市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項を次のように改める。

2 前項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管

理者は次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育施設の施設の使用の許可に関する業務
- (2) 体育施設の運営に関する業務
- (3) 体育施設の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第 15 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、第 2 条の 2 第 3 項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者はあらかじめ市長の承認を得て」と、第 4 条から第 6 条、第 8 条、第 10 条から第 11 条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 7 条から第 9 条及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 16 条 前条第 1 項の規定により体育施設の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(加西市健康福祉会館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正)

第 4 条 加西市健康福祉会館の設置及び管理運営に関する条例（平成 8 年加西市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項の規定により、会館の管理を指定管理者に行わせる場合において、第 2 条の 2 第 3 項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者はあらかじめ市長の承認を得て」と、第 6 条から第 10 条及び第 12 条から前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 8 条から第 10 条及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第 16 条を第 17 条とし、第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 16 条 前条第 1 項の規定により会館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の

承認を得て定めるものとする。

別表中「

大会議室	11,000	14,600	18,300	25,600	33,000	44,000
研修室 1	1,600	2,100	2,600	3,700	4,800	6,400

」を

「

大会議室	11,000	14,600	18,300	25,600	32,900	43,900
研修室 1	1,600	2,100	2,600	3,700	4,700	6,300

」に改

め、同表研修室 5 の項を次のように改める。

研修室 5	700	900	1,100	1,600	2,000	2,700
-------	-----	-----	-------	-------	-------	-------

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の加西市民会館の設置及び管理に関する条例別表第 2、オークタウン加西の設置及び管理運営に関する条例別表第 1 及び別表第 2 並びに加西市健康福祉会館の設置及び管理運営に関する条例別表の規定は、平成 24 年 1 月 1 日以降の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(審議資料)

**【改正要旨】**

地方自治法第244条の2の規定に基づき、指定管理者に施設の利用料金を徴収させ、指定管理者の収入とさせるための規定の追加及び公共施設の使用料について施設毎の使用料の料金体系の統一を図るため改正しようとするもの。

**【改正条例】**

- ・加西市民会館の設置及び管理に関する条例
- ・オークタウン加西の設置及び管理運営に関する条例
- ・加西市体育施設の設置及び管理運営に関する条例
- ・加西市健康福社会館の設置及び管理に関する条例